

官報

号外

昭和二十七年六月十六日

第十三回 参議院會議録第五十二号

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午前
十時四十三分開議

議事日程 第五十一号

昭和二十七年六月十六日

午前十時開議

第一 自転車競技法等の一部を改正する法律案(境野清雄君外五十七名発議)

第二 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国土総合開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

森崎 隆君

文部委員

山田 佐一君

厚生委員

田方 進君

農林委員

小林 孝平君

通商産業委員

清澤 俊英君

運輸委員

小酒井義男君

経済安定委員

大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員

小酒井義男君

文部委員

田方 進君

厚生委員

山田 佐一君

農林委員

大野木秀次郎君

通商産業委員

小林 孝平君

運輸委員

森崎 隆君

経済安定委員

清澤 俊英君

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

これを衆議院に送付した。

旅行あつち旅業法案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

提出案を衆議院に送付した。

公営住宅法の一部を改正する法律案(田中一君外八名発議)

去る十二日委員長から左の報告書を提出した。

建設委員会諸願審査報告書第五号同特別報告第六号及び第七号

建設委員会諸願審査報告書第四号同特別報告第五号

去る十三日委員長から左の報告書を提出した。

自転車競技法等の一部を改正する法律案可決報告書

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案可決報告書

国土総合開発法の一部を改正する法律案修正議決報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海上警備隊の職員給与等に関する法律案

同日本院は、堀末治君、加賀操君及び木下源吾君を北海道開発審議会の委員に指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に木村隆規君及び三村令二郎君を任命すること

に同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命すること

に同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同議院は運輸審議会委員に木村隆規君及び三村令二郎君を任命することに同意したことを

内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

去る十二日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海上警備隊の職員給与等に関する法律

昭和二十七年六月十六日

同日本院は、堀末治君、加賀操君及び木下源吾君を北海道開発審議会の委員に指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に木村隆規君及び三村令二郎君を任命すること

に同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命すること

に同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同議院は運輸審議会委員に木村隆規君及び三村令二郎君を任命することに同意したことを

内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は日本銀行政策委員会委員に岸喜二雄君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

第九條を次のように改める。

第九條 競輪施行者は、勝者投票の的中者に対し、その競走についての車券の売上金（車券の発売金額から、第九條の三の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五に相当する金額を、当該勝者に対する各車券にあん分して拂戻金として交付する。

前項の拂戻金の額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を拂戻金の額とする。

勝者投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に対し、各車券にあん分して拂戻金として交付する。

第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。

第九條の二 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一回未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九條の三 車券を発売した後、

当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝者がなかつたこと。

第一着及び第二着の選手をその順位で一組として勝者とする勝者投票法（以下連勝式勝者投票法という。）以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。

連勝式勝者投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手のすべてが出走しなかつたこと。
二 同一の連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売した車券に表

示された選手のすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一人のみが出走したこと。

入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。

前四項の場合においては、当該車券を所有する者は、競輪施行者に対し、その車券と引換にその額面金額の返還を請求することができ。

第九條の四 第九條の規定による拂戻金及び前條の規定による返還金の債権は、三十日間行わなうときは、時効によつて消滅する。

第十條第一項を次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額から第九條の規定による拂戻金の額を控除した残額を自己の収入とするものとする。

第十條第二項中「自転車競走」を「競輪」に、「自転車競走施行者は、勝者投票券の売上金額を」を「競輪施行者は、命令の定めるところにより、車券の売上金の額」に改め、

同條第三項から第五項までを次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額の百分の四に相当する金額を、自己の収入とすべき金額のうちから、命令の定めるところにより、国庫に納付しなければならぬ。但し、車券の売上金の額が命令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、命令の定める期間内に限り、命令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができ。

政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。

第十一條中「自転車競走」を「競輪」に、同條第二項中「競走場」を「競輪場、審判員」に「統制するため」を「統制すると共に自転車に関する事項の振興を図るため」に改める。

第十二條中「主務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第十三條から第十七條までを次のように改める。

第十三條 競輪施行者及び自転車

振興会は、競輪場内の秩序（場外車券売場を設置する場合にあつては、場外車券売場における秩序を、第三條第五項但書の規定により道路を利用して競輪を行う場合にあつては、道路その他競輪の実施に関連する場所における秩序を含む。以下同じ。）を維持し、且つ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第十四條 通商産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他の法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、必要な命令をすることができ。

第十五條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、競輪の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務若しくは競輪場若しくは場外車券

売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第十六條 通商産業大臣は、競輪施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその施行に係る競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該競輪施行者に対し、競輪の開催の停止その他必要な事項を命ずることができる。

通商産業大臣は、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその関係する競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に対し、その業務の停止若しくは制限又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を與えなければならぬ。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第十七條 通商産業大臣の諮問に依りて、競輪場の設置の許可その他競輪の運営に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を置く。

競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることができる。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

会長は、競輪運営審議会の会務を総理する。
会長及び委員は、非常勤とする。

前各項に定めるものの外、競輪の手続その他競輪運営審議会の運営に關し必要な事項は、命令で定める。

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一條第三項の規定に違反した者

二 競輪に關して、勝者投票類の行為をさせて財産上の利益を圖つた者

第十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に關し前條第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を圖る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者

第二十條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定に違反した者
二 第十八條第一号の違反行為の相手方となつた者
三 第八條各号の一に該当する者

者であつて当該各号に掲げる競輪以外の競輪に關し第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八條各号に掲げる者以外の者であつて第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの。

第二十一條 第七條の二又は第八條の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知らなから、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は競走に關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十四條 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行ふべき競走に關して請託を受けて賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同條に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前條に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、前項と同様とする。

第二十五條 前二條の場合において、收受した賄りは、これを没收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六條 第二十三條又は第二十四條に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 偽計又は威力を用い

て競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(小型自動車競走法の一部改正)

第二條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の但書を加える。

但し、勝車投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の際現に自転車競技法第一條第一項の規定により受けている指定の期限又は條件を附することができる。

3 改正後の自転車競技法第一條第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法(昭和二十

七年法律第 号)が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替えるものとする。

4 この法律施行の際現に自転車競技法第五條の規定により登録されている自転車競走場は、改正後の自転車競技法第三條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

5 この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝車投票券の発売又は勝車投票券についての拂戻金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車競技法第二條の規定によつてした届出に係るものは、この法律施行後六箇月間は、改正後の自転車競技法第四條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

6 この法律施行前に生じた勝車投票券についての拂戻金又は返還金の債権の時効期間については、なお従前の例による。

7 この法律施行の際現に改正前の自転車競技法第十一條第二項の規定により設置されている自転車振興会連合会は、改正後の自転車競技法第十一條第二項の規定により設置されたものとみなす。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項の表中計量行政審議会の項の次に次の一項を加える。

競輪連 自転車競走場の設置の許可その他他自転車競走の運営に關する重要事項を調査審議すること。

10 この法律施行の際に通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百八号)が廃止されていないときは、同項中「通商産業省設置法(昭和二十七年法律第 号)」とあるのは「通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百八号)」と「第二十四條第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

〔結城安次君登壇、拍手〕

○結城安次君 只今議題となりました自転車競技法等の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

現行の自転車競技法は、御承知の通り、昭和二十三年第二回国会におきまして、時の民自、民主、社会、国協の四党共同提案として提出せられ、成立したものでありますが、現在競輪の実況は、競輪場数六十カ所、一カ月の入場者約百五十万人、一カ月の車券売上高約五十億円に及び、法制定当時何人

も予想し得なかつたところの発展を遂げて今日に至つたのであります。自転車競技法の目的とするところは、その第一條に規定しております通り、自転車産業の振興と地方財政の増収にあるわけでありまして、右に述べましたような競輪の盛況に伴ひまして、競輪の収益から自転車産業振興費として支出を見ました金額は、昭和二十四年度以降昨年度までで合計約七億二千万円に達し、商工中金その他の金融機関を通じての自転車産業に対する貸付金、中小自転車企業の共同施設費、自転車工業研究補助金、或いは自転車の輸出振興費等として極めて有効に使用されているわけでありまして、又、競輪施行者としての地方自治体の収益は、昭和二十六年度までで実に八十億円に達しております。これらは、それだけ地方における住宅又は学校の建設、保健衛生その他公共事業に活用せられ、地方財政収入に寄與していることは御承知の通りであります。

併しながら競輪は、その運営に當る得ない場合におきましては、例えは一昨年の兵庫県下の騒擾事件でありますとか、その他、社会風教上にも憂慮すべき結果を來した虞れがあります。ことも又否定し得ないところでありまして、従ひまして、これに対する対策をいたしまして、競輪施行者その他の運営関係者、選手等の監督指導に努めることは勿論、運営方法につきまして

も、車券の発売方法、開催方法等、諸般の点に細心の注意を拂ふ必要がありまると共に、多数の観衆の理得な自制に待つところも又極めて大いのであります。併しこれがためには法規上相応の監督規定を設けることが是非とも必要であることは申すまでもないことでありまして、然るに、現行自転車競技法は、以上のような見地からこれを見まするときは、極めて不備と申しますよりも車券発売の停止等のほかは殆んどこれらの監督規定を欠いておるといふのが実情であります。思いをここにいたしまして、我が通商産業委員会におきましては、早くより自転車競技法の改正を企図し、去る第十二国会において競輪に關する小委員会を設け、本法の改正に着手したのであります。が、引續き今期第十三国会におきましても同小委員会を設置し、鋭意改正案を練つて参つたのであります。前後会を重ねること約二十回、その間、小委員からは小林英三君、重宗雄三君、中川以良君、松平勇雄君、社会党第二控室からは島清君、社会党第四控室からは栗山良夫君、民主クラブからは境野清雄君、改進黨からは石川清一君、緑風会からは結城安次君等が小委員として参加いたしました。おの／＼の立場におきまして極めて熱心に検討を加えて参りましたが、なかなか競輪選手の手

地位向上、待遇改善問題の解決策とい

たしまして、島委員が選手会の法制化を企図し、これに関連いたしまして、競輪法運営の直接担当者たる通産省の指導方針、自転車振興会並びに連合会のあり方等につきまして、熱烈な批判を行なつたのであります。が、小委員会の大勢は、選手会の法制化は時期尚早といひまして、実質的にこれを育成して行くべきであるとの論が支配的となりまして、漸くにいたしましてこのほど一つの成案を得るに至つたのであります。即ち境野清雄君外五十七名の賛議にかかる自転車競技法等の一部を改正する法律案がこれでありました。

以上の通りでありまして、これらはいずれも競輪の弊害を防止し、その運営の健全化を期待するため極めて緊要な改正であります。

通産省委員会においては、本法律案が正式に付託されますと共に、最も密接な関係のある地方行政委員会と連合審査を行い、岡本、吉川、岩木三委員より種々質問、希望意見等がありました。その詳細の事項は速記録に譲りたいと思ひます。

連合委員会終了後、再び通産省委員会において慎重審議の上、質疑を終了、討論に入りまして、栗山委員より、一、今後における競輪場の新増設には反対であり、公益に反すること

を要すること、第二点は、競輪の開催回数につきましては所要の調整を加へ得るようにしたこと、第三は、未成年者及び競輪運営関係者の車券購入禁止の範囲を拡大したこと、第四は、競輪場内の秩序の維持並びに競輪施行者及び自転車振興会並びに競輪場所有者に対する監督に関する規定を明確にいたしましたこと、第五は、国庫納付金に関する規定を整備いたしましたこと、第六は、本法運用に関する通産省大臣の諮問機関として競輪運営審議会を設けることとしたこと、第七は、いわゆる呑み屋、取次業者等の車券購入に絡まる不正行為の取締に関する規定を整備いたしましたこと、

て賛成。かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔荒木正三郎君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 荒木正三郎君。荒木正三郎君。私はこの際、教育政策振興会に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 荒木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。荒木正三郎君。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、政府の文教政策に関連をいたしまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

文教関係の重要法案で本国会で審議されているものは、義務教育費国庫負担法案と教育委員会法等の一部を改正

する法律案があることはすでに御承知のことです。前者は議員提出になつており、後者は政府提出になるものであります。この両法案とも国会における審議は誠に滞りましておるのであります。或いは本会期中に成立するかどうか危ぶまれている現状であります。この原因が、義務教育費国庫負担法案においては政府部内の意見の対立に基いておるといふことであるかと。〔ノー、と呼ぶ者あり〕教育委員会法等の一部を改正する法律案においては、政府と興党である自由党との間に意見の不統一を来たしているといふところに原因があることは明白であります。我々の甚だ遺憾に堪えないところであります。この両法案の成否は教育界に與える影響が極めて大きいものがありますので、本会期も切迫している今日、特に私は政府に善処を要する意味で総理並びに文部大臣に所信を質したいと考えているのであります。

質問の第一点は、義務教育費国庫負担法案の問題であります。総理は施政演説においても義務教育の振興を力説しておられるのであります。そのためには教育財政を確立することが先ず急務と言わなければならぬと思ふのであります。本参議院は第七回国会におきまして義務教育費確保に関する決議を採択いたしました。政府はこれ

の参議院の決議に應えるためにもこの法案の成立のために積極的な努力を拂うべきであると私は考えるのであります。この法案が政府部内の意見の対立、或いは官僚の縄張り争いからその成立が危ぶまれている実情を思ふとき、総理は少くとも原案の成立を図るために政府部内の意見の統一を図る必要があると考えるのであります。首相の所信を伺いたしたのであります。

質問の第二点は、文相にお伺いするのであります。新聞紙によると、文相は、義務教育費国庫負担法の原案から文教施設費及び災害復旧費の項目を削除し、更に重要部分を政令に委ねる等の大幅な修正に同意したと報じておるのであります。かくてはこの法案も全く骨抜きとなり、文相の口頭の構想が崩れることとなると思ふのであります。この際、文相の確固たる所信を承わりたいのであります。

次に教育委員会法等の一部を改正する法律案であります。この法案は五月七日参議院において政府提案の通り全会一致を以て可決し、即日衆議院に送付されたものであります。衆議院においては殆んど一カ月以上つて審議もされず、六月四日に至つて漸く提案理由の説明が行われたような次第であります。この法案の成否は教育行政並びに教職員が組織する教員組合に與える影響の大きい点から考えても、義務教育費国庫負担法案に劣らない重要

法案であると思ふのであります。五月十日までに成立すべきは、その法案が、今日なお、その成否すらわからない状態にあるのは、初めに指摘いたしましたように、政府と自由党の間に意見の調整が見られないことから起つてゐることは明らかな事実であります。吉田首相は政府の首班であると同時に、自由党の総裁でもあるのでありますから、党内に対して積極的に説得に努め、法案の成立を図るべきであると思ふのであります。かような努力が拂われておるかどうかが、この点について明らかにして頂きたいのであります。

天野文部大臣にお尋ねしたい第一点は、若しこの法案が成立しない場合、今年の秋には全国一万余の市町村に教育委員会を設置しなければならぬことになるのであります。教育委員会を町村にまで設置した場合、教員の人事交流が困難となり、給與のことで甚だしくなることが予想せられるのであります。教育委員会を全国の市町村に設置することについて文相は如何のような考へを持っておられるか。この際、明らかにして頂きたいのであります。

第二点は、教員組合に関する点であります。この法案が成立しない場合は、地方公務員法の規定がそのまま適用されることになるのであります。これにより、地方の教職員は市町村条例の定めるところに基いて組合

を結成することになるのであります。現在全国の市町村においてこの條例が作られておらないのであります。今後作るといたしても、全国一万余の市町村がこの條例を作るといふことは、到底短期間にはなし得ないところであると思ふのであります。この結果は組合結成の保証さえ得られないという事態が起つて来るのであります。この点につきましては文部大臣は如何ように対策を講じようと思つておられるのか。お伺いしたいのであります。

第三点は、仮に市町村ごとに組合を作つたとしても、誰を相手として何を交渉するかという問題であります。申すまでもなく、組合は給與並びに労働條件の維持改善のため当局と交渉するために作られるものであります。市町村にはこの交渉に應ずる当局というものがないのであります。教育委員会が市町村にできることになつたといつても、それは今年の秋を待たなければならぬのであります。従つてこの間、全国五十万の教職員は、給與並びに労働條件の維持改善を図る方法を法的に失ふという結果を招来するのであります。私はかかる事態は誠に重大であると思ふのであります。この事態をこのまま放置すれば、今後重大なる紛争が起つて来ることも予想せられるのであります。この点について文教の責任者である文部大臣はどういう所見を持つておられるか。この際、明らかにして頂きたいと思ふのであります。

以上を以て一応質問を終りますが、答弁の内容によりましては再質問いたしたいと思つております。(拍手)

○国務大臣(天野貞祐君) 国庫負担法の問題につきましては、私は今の事情において許され得るだけの線を維持するつもりでございます。

それから第二の教育委員会のことでございますが、市町村で作るといふことも、一々の市町村に全部作らねばならぬといふことではないので、市町村が適合して作るということもできますと思ひます。が、いづれにしても、この点に問題があるから、それで私はこれを一年間延ばして研究しようとしたわけでございます。それから次に、この市町村まで作るといふことになるという、組合のほうに非常な障害がでるというところでございまして、これは現在そういう必要がないから、町村に別段條例というものはございませぬけれども、申請があれば條例ができるわけでございます。又その際に事が円滑に行くように、適當の配慮を文部省においていたしたいと思つております。

それから第三番目に、空白ができる

というふうな一つのお考えでございまして、これは取急いで連合会を作れば、私はそういう点についても大した差支えは起らないという所見でございまして。(拍手)

○政府委員(保利茂君) 総理大臣に対して御質問のございました点につきまして、一応私からお答え申し上げます。思ひます。(荒木正三郎君) 首相はどうした、首相に聞いてみるのだと述べて、義務教育費国庫負担法について政府の意見が不一致であるために、この法案の審議が非常に障害を受けておるではないか。――義務教育費の国庫負担金の制度及び中央、地方を通じまする税制の問題と関連した広汎な複雑な問題となつておるもので、この間に於ける意見を調整いたしましたために各種の意見がございまして、これはもう当然のことでございますが、只今提出せられております国庫負担法をめぐりまして政府の意見は完全に一致をいたしております、そのことはすでに国会側にも連絡をとつておりますから、私は急速に審議が進行せられるものと考へております。従いまして、この法案が成立いたしましたならば、政府といたしましては、或いは平衡交付金制度、或いは税制の問題を深く検討いたしまして、実施上差支えの

ない方法を講じたいという考へでおります。

教育委員会法の改正案について、すでに本院で五月七日に議決せられてゐるにかかわらず、政府がこの法案の成立に努力をいたしていない、しているのか、いないのかというお尋ねでございますが、政府といたしましては、こゝういふ処置をとりますことが今日の段階としては最も適切であるという考へを以て法案を提出いたしておりますわけでございます。自由党の諸機關を通じて速かに審議が進行せられるように極力努力をいたしておりますというこゝを申し上げます。(拍手)

○荒木正三郎君(質問の許可を求む) 議長(佐藤寅次郎君) 荒木正三郎君、何でじやう。

○荒木正三郎君 今の答弁について再質問いたしたいと思ひますが……。

○議長(佐藤寅次郎君) 時間の余裕がありますので、再質問を許可いたします。荒木正三郎君。

○荒木正三郎君(質問) 只今の官房長官の答弁でございまして、教育委員会法等の一部改正の法律案については衆議院においても成立するように努力いたす考へである、こゝういふことでございまして、併しこれは衆議院に送付されてからすでに一ヵ月半に近い日月をもう経過いたしておるのでございまして、單にこゝういふ努力をするといふこ

昭和二十七年六月十六日 参議院會議第五十二号 外資に関する法律の一部を改正する法律案外一件

ただけでは私は満足できないのであります。この法案は、前にも申し上げましたように、極めて影響するところが大きいのであります。私は、先には触れませんでした。教科書の問題等についても非常に重要な問題が起つて来るのであります。かかる重要な法案が政府與党によつて反対せられ、遂に成立を見ないというふうな場合、政府はどういう責任をとらうとせられるか。その点にまで明白に私は答えて頂きたいと思ふのであります。

更に天野文部大臣の答弁をお聞きいたしました。殆んど私が質問をいたしました内容については触れておられないと私は受取らざるを得なかつたのであります。即ち義務教育費国庫負担法におきまして、新聞紙は、文相が日頃本院においても或いは文部委員会においてもその所信を述べられたものを大幅に譲歩し、退却して、それに同意せられたような報道が行われておるのであります。こういう私は新聞報道が事実であるかどうか、そういう点について、はつきりお述べを願いたいと思ふのであります。

それから教員組合の問題でございますが、文相は空白については連合体を組織してやればよいやないか、こういう答弁をしておられますけれども、あの地方公務員法によると、市町村に組合を設置することが趣旨になつておるのであります。ところがこの市町村

に設置することが今日では條例等の関係でできない実情にある。これから市町村に急いで條例を作るだろう、こういう安易なことを言つておられますが、このことについて、それでは文部大臣はいつ／＼までにできると、こういう責任を持つた答弁をして頂かなければ、これは私どもとしても承しかたないのであります。できるだろうと言われるが、全国一万余の市町村にこゝろいつた條例が簡単にできるとは私は思わないのであります。そういういたしますと、法的保護を受けた組合活動というものができないという事態が起つて来るのであります。そういう点について、若しこの法律が通らない場合においてどういふ措置をするかという具体的の方途を私は示して頂きたいのであります。そういう点についてもう少し詳しい説明を私は求める次第であります。

以上再質問をいたしまして答弁を求める次第であります。(拍手)
〔政府委員保利茂君登壇、拍手〕
○政府委員(保利茂君) お答えいたします。

教育委員会法の一部改正案が衆議院において、特に文部委員会におきまして只今審議せられておりますが、非常にいろいろな御意見があるということ、私は私どももよく承知いたしております。併しながら今日の場合といたしましては、この法案を成立させて頂くこ

とが最も適切な措置であるということ、を以て今日までも努力をいたして参りますが、今後とも努力をいたして参るつもりであります。なお若し万一、それでもこれが成立しなかつた場合にどうするかというお尋ねでございますが、これ以上その点まで突き進みますことは如何かと存じますけれども、万一不成立になるといふようなことになりするならば、その事後措置につきましては、先ほど文部大臣も申されておりますように、過まちなきように十分に措置して参りたいと考えます。(拍手)

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕
○國務大臣(天野貞祐君) 新聞紙がどなたのこのことを報道しておりますか、私はそれをつまびらかにいたしておりませんから、ここで、これだけ／＼と

いろいろ御尤もな点もござりますが、併し私は今までも必要がないから町村が何も條例を作つておられないのだ、申請があればすぐ條例ができるというように思いますが、併し私は教育委員会法に関する提案が通過することを期待しておりますので、この場合のことは事務局当局にはよく研究させておりますが、

そういうことは起らないだろうという考えでございます。(拍手)

○議長(佐藤武君) 日程第二、外資に関する法律の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすること、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長(報告)を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

審査報告書

外資に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十二日

経済安定委員長 佐々木良作

参議院議長佐藤武君

多数意見者署名

郡 祐一 愛知 揆一
奥 むめお 大野 本秀次郎
古池 信三 杉山 昌作
山川 良一

目次の改正規定中「認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」に「の下に」「保護第十七條」を保護

(第十七條第十七條の二)に「を」を加える。

第三條第一項の改正規定中「証券投資信託」の下に「又は貸付信託法(昭和二十七年法律第 号)第二條に規定する貸付信託」を、「その配当金、」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債(外国において発行され)を」「貸付信託の受益証券について」これに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金、社債(外国において発行され)に改め、「金銭、」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債及び」を「貸付信託の受益証券について」これに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金、社債及び」に改める。

第八條の改正規定中「社員に交付される代金、」の下に「第十七條の二の規定により新株の引受権を譲り渡した場合において当該新株の引受権の譲渡の対価、」を加える。

第十五條の改正規定中「三年」を「二年」に、同改正規定及び附則第三項の表中「その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式を」その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号又は第九号に掲げる場合にお

容易にして外資導入を図らんとする改正であつて、概ね妥當な措置と認めるが、更に本委員会において外国投資家がその本国法等の關係で新株割當をうけることが困難な場合にこれを救済しうるようにするとともに、株式等の握置期間を二年に短縮する等の修正を行つた。

二、事件の利害得失

本法の施行により、外国投資家の投資を容易にし外資導入の促進を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十五日

衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律

外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九條を」「第九條の二」に、「届出又は認可を」「認可及び届出

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号 外資に関する法律の一部を改正する法律案外一件

出並びに投下された外国資本の指定等」に改める。

第三條第一項第三号中、「対外支拂手段及び」を、「対外支拂手段」「内国支拂手段」及び「内国支拂手段及び」に改め、同項第三号中「で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るもの」を削り、同号の次に次の四号を加える。

四「持分」とは、合名会社、合資会社及び有限会社の社員の特分その他法令で定める法人の特分をいう。

五「受益証券」とは、証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二條に規定する証券投資信託の受益証券をいう。

六「果実」とは、株式及び持分についてはその配当金、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の口数に応じて受ける金額、社債(外国において発行され、且つ、外国において支拂を受けることができるものを除く。以下同じ。)及び貸付金債権についてはその利子を含む。

七「元本の回収金」とは、株式及び持分についてはその売却代金又は当該株式が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二條第一項の規定により発行された利益をもつてする株式の消却につき期限の定のある株式

(以下「償還株式」という。)である場合において当該消却のためその株主に交付される金額、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金につき当該受益権の口数に応じて受ける金額、社債及び貸付金債権についてはその元本の償還金をいう。

第六條中「この法律に規定する契約により」を削り、「基いて」の下に「この法律の規定により」を加える。

第八條の見出し中「許可」を「指定」に改め、同條第一項中「又は大蔵大臣及び」又は許可」を削り、同項第三号中「更新又は継続」を「継続又は更新その他当該契約の條項の変更」に改め、同條第二項中「又は大蔵大臣及び」又は許可」を削り、同項第二号中「又は更新の下に」その他契約の條項の変更」を加え、同條第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 法令で定める場合を除いては、外国投資家が株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権を取得する場合に、その取得の対価が左に掲げるもののいずれかでない場合

イ 当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得た内国支拂手段その他対外支拂手段と同等の価値のあるもの

ロ 株式、持分又は受益証券で第十五條の二第一項の規定に基きその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認め

られたものとされているものを当該外国投資家が売却して得た内国支拂手段。但し、当該取得の認可を申請した日以前一月以前の売却に因り取得した内国支拂手段を除く。

ハ ロに規定する株式又は持分について、残余財産の分配金、合併に際しその株主若しくは社員に支拂われる金額、当該株式(償還株式を除く)若しくは持分を利益をもつて消却する場合においてその株主若しくは社員に交付される金額、商法第三百七十九條第一項(同法第三百七十九條第三項及び第四百十六條第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第五十八條及び第六十三條において準用する場合を含む。)の規定によりその株主若しくは社員に交付される代金、当該株式の発行会社が資産再評価法(昭和二十五年法律第九十号)第九條の規定による再評価積立金の資本への組入に因り新株を発行した場合において当該株式につき割り当てられた当該新株の引受権の譲渡の対価又は当該新株についての再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第一百四十三号)第十條の規定による請求に係る分配金その他法令で定めるもの(以下「残余財産の分配金等」という。)

として当該外国投資家が得た内国支拂手段。但し、当該残余財産の分配金等の支拂期日が当該取得の認可を申請した日以前一月以前の日である場合を除く。

ニ ロに規定する受益証券の元本の回収金として当該外国投資家が得た内国支拂手段。但し、当該元本の回収金の支拂期日が当該取得の認可を申請した日以前一月以前の日である場合を除く。

ホ 当該外国投資家が他の外国投資家から相続、遺贈又は合併に因り取得した内国支拂手段で、ロからニまで中「当該外国投資家」とあるのを、ホに規定する他の外国投資家」と読み替えた場合においてロからニまでに掲げるものに該当するもの

ヘ 当該外国投資家が、当該取得のために第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定から当該取得の認可のあつた日以後拂いもどしを受けた内国支拂手段

第八條第三項中規定は、「この法律の規定に基いて外資委員会が指定をする場合及び」を加え、「又は承認」を、承認その他の行政処分」に改める。

第九條第一項中「利子若しくは元本の償還金」を果実若しくは元本の回収金に改め、同條第二項中「配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金」を「株式、持分、受益証券又は社債の果実又は元本の回収金」に、「当該配当金、利子又は元本の償還

金」を「当該果実又は元本の回収金」に改め、「持分」の下に、「受益証券」を加え、第一章中同條の次に次の一條を加える。

(外国投資家預金勘定)

第九條の二 外国投資家預金勘定は、本邦通貨をもつて表示される外国為替銀行(外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。)に対する特別の預金勘定とし、外国投資家に対し開設されるものとする。

2 外国投資家が、その開設している外国投資家預金勘定に預け入れることができるものは、左に掲げるものに限る。

一 当該外国投資家が適法に所有している株式又は持分の売却代金で第十五條の二第一項第三号(但書を除く。)に掲げる売却代金に該当するものうち、その売却の日から三月を経過しないもの

二 当該外国投資家が適法に所有している受益証券の元本の回収金で第十五條の二第一項第四号(但書を除く。)に掲げる元本の回収金に該当するものうち、その支拂期日から三月を経過しないもの

三 当該外国投資家が適法に所有している株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支

拂が認められたものとされてい
るものにつき当該外国投資家が
受けた残余財産の分配金等のう
ち、その支拂期日から三月を経
過しないもの

四 当該外国投資家が第十三條の

三の規定による確認を受けた株
式若しくは持分の売却代金、受
益証券の元本の回収金若しくは
残余財産の分配金等（以下この
号において「売却代金等」とい
う。）又はその確認を受けた請求
権に係る売却代金等のうち、そ
の確認の日から三月を経過しな
いもの。但し、当該外国投資家
による当該確認を受けた売却代
金等又は請求権の取得が、当該
売却代金等又は当該請求権に係
る売却代金等の支拂期日（株式
又は持分の売却代金について
は、その売却の日）から三月経
過後に行われたものであるとき
は、他の外国投資家が適法に外
国投資家預金勘定に預け入れて
いたものに限る。

3 何人も、前項の規定により預け
入れることができるものを除いて
は、外国投資家預金勘定に預け入
れ、又はその預入を受けてはなら
ない。

4 前三項に定めるものの外、外国
投資家預金勘定の開設、当該勘定
への預入、当該勘定からの拂いも

どしその他当該勘定に関し必要な
事項は、政令で定める。

第二章の標題中「届出又は認可を
「認可及び届出並びに投下された外
国資本の指定等」に改める。

第十條を次のように改める。

（技術援助契約の認可）

第十條 外国投資家及びその相手方
は、技術援助契約でその期間又は
その対価の支拂の期間が一年をこ
えるものうちその対価を外国へ
向けた支拂により受領しようとし
るもの（以下「甲種技術援助契約」
という。）を締結し、若しくは甲
種技術援助契約の更新その他当該
契約の條項の変更をしようとする
とき、又は甲種技術援助契約以外
の技術援助契約（以下「乙種技術
援助契約」という。）の更新その他
当該契約の條項の変更をしようと
する場合において、当該更新その他
他当該契約の條項の変更の結果当
該乙種技術援助契約が甲種技術援
助契約となるときは、外資委員会
規則で定めるところにより、当該
技術援助契約の締結又は更新その他
他当該契約の條項の変更について
外資委員会の認可を受けなければ
ならない。

第十一條第一項中「ところによ
り、」の下に「当該取得について」を
加え、同條第二項中「左の各号の一
に該当し」を、その取得が当該法人の

財産の増加をもたらしたに「配当金」
を、果実又は元本の回収金に改め、
同項各号及び同條第四項を削り、同
條第三項中「前項」を「前二項（前項第
二号から第十号までを除く。）」に改
め、同項を同條第四項とし、同條第
二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、左の各号に掲
げる場合については適用しない。
一 外国投資家が、適法に株式又
は持分を所有する他の外国投資
家から当該株式又は持分を譲り
受ける場合
二 外国投資家が、株式又は持分
を相続又は遺贈に因り取得する
場合
三 株式又は持分を所有する法人
の合併に際し、合併後存続する
法人又は合併に因り新たに設立
される法人である外国投資家
が、当該株式又は持分を取得す
る場合
四 適法に法人の株式又は持分を
所有する外国投資家が、当該法
人の合併に際し、当該株式又は
持分に基き合併後存続する法人
又は合併に因り新たに設立され
る法人の株式又は持分を取得す
る場合
五 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の発行会社の
準備金の資本への組入に因り発
行される新株の発行に際し、当

該株式について割り当てられる
当該新株を取得する場合
六 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の発行会社の
再評価積立金の資本への組入に
因り発行される新株（再評価積
立金の資本組入に関する法律第
四條第一項に規定する拂込金額
の定がある新株を除く。）の発行
に際し、当該株式について割り
当てられる当該新株を取得する
場合
七 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の分割又は併
合に因り発行される新株を取得
する場合
八 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式に対する利益
の配当に充てるため発行される
新株を取得する場合
九 適法に転換株式又は転換社債
を所有する外国投資家が、当該転
換株式又は転換社債について転
換に因り新株を取得する場合
十 外国投資家が、連合国財産で
ある株式の回復に関する政令
（昭和二十四年政令第三百十号）
若しくはドイツ財産管理令（昭
和二十五年政令第二百五十二
号）又は連合国財産の返還等に
関する政令（昭和二十六年政令第
六号）の規定に基き株式の回復
又は持分の返還を受ける場合

十一 その他政令で定める場合
第十二條及び第十三條を次のよう
に改める。
（受益証券の取得の認可）
第十二條 外国投資家は、受益証券
でその果実又は元本の回収金を外
国へ向けた支拂により受領しよう
とするものを取得しようとするこ
とは、外資委員会規則で定めると
ころにより、当該取得について外
資委員会の認可を受けなければな
らない。
2 前項の規定は、前條第三項第一
号から第三号まで中「株式又は持
分」とあるのを「受益証券」と読
み替えた場合においてこれらの号
に掲げる場合に該当する場合につ
いては適用しない。
3 前項の規定中前條第三項第一号
に係る部分は、外国為替及び外国
貿易管理法の規定による制限を排
除するものではない。
（社債又は貸付金債権の取得の認
可）
第十三條 外国投資家は、日本の法
令により設立した法人の発行する
社債又は貸付金債権でその果実又
は元本の回収金を外国へ向けた支
拂により受領しようとするものを
取得しようとするときは、外資委
員会規則で定めるところにより、
当該取得について外資委員会の認
可を受けなければならない。但

昭和二十七年六月十六日 参議院會議第五十二号 外資に関する法律の一部を改正する法律案外一件

し、当該取得の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下である場合その他当該取得が外国為替及び外国貿易管理法に基く命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされる場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらに掲げる場合に該当する場合については適用しない。

3 第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

(投下外国資本の指定)

第十三條の二 外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権(以下この條において「株式等」といふ。)に係る果実又は元本の回収金であつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式等の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以下この條において同じ。)以後の日であるものを外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受けることができる。

一 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場合(同号中株式又は持分とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合において同号に掲げる場合に該当する場合を含む。)に第八條第二項第四号イからハまでに掲げるものを対価として取得した株式等。この場合において、第八條第二項第四号ロからニまで中「当該取得の認可を申請した日前一月」とあるのは、「当該取得の日前三月」と、同項第四号ハ中「当該取得の認可のあつた日以後」とあるのは、「当該取得の日以前一月以内に」とする。

二 当該外国投資家が、第十一條第三項第一号から第三号までに掲げる場合(これらの号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合を含む。)に他の外国投資家からの譲受(内国支拂手段を対価とする譲受を除く。)に因り又は相続、遺贈若しくは合併に因り取得した株式等で、当該他の外国投資家又は被相続人、遺贈者若しくは合併に因り消滅した法人(当該株式等が相続、遺贈又は合併に因りこれらの者が取得したものであるときは、政令で定める者を含む。)について第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既に当該株式等の果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているもの。

三 株式又は持分が第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第四号から第八号までに掲げる場合に当該株式又は持分につき取得した株式又は持分

四 転換社債又は転換株式で第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第九号に掲げる場合に当該転換社債又は転換株式につき取得した株式

五 当該外国投資家が、第十一條第三項第十号に掲げる場合に第八條第二項第四号イからハまでに掲げるものを対価又は対価に相当するものとして回復を受けた株式、第一号後段の規定は、この場合について準用する。

六 第十一條第三項第一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの(技術援助の対価等の相続等の確

第十三條の三 外国投資家は、相続、遺贈又は合併に因り技術援助の対価若しくは株式、持分、受益証券、社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金若しくは残余財産の分配金等(以下この條において「対価等」といふ。)又はこれらのものの請求権を他の外国投資家から取得し、当該対価等(当該請求権に係る対価等を含む。)又は当該残余財産の分配金等(当該請求権に係る残余財産の分配金等を含む。)を生じた株式若しくは持分の元本の回収金の外国へ向けた支拂が、第十五條又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定に基き当該他の外国投資家(当該対価等又は当該請求権が相続、遺贈又は合併に因り当該他の外国投資家が取得したものであるときは、当該他の外国投資家以外の政令で定める外国投資家を含む。)について認め

められたものとされているものである場合において、当該対価等又は当該請求権に係る対価等を外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、前條の規定の適用を受ける場合を除く外、外資委員会規則で定めるところにより、当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を取得した日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)から三月以内にその旨を外資委員会に届け出て、その確認を受けることができる。

第十四條の見出しを「認可、指定又は確認の條件」に改め、同條中「認可」の下に「指定又は確認」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する條件」の下に「及び前項の規定による変更後の條件」を加え、同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律の規定による認可、指定又は確認を受けた外国投資家が、外資委員会規則で定めるところにより、前項の規定により附された條件の変更を外資委員会に申請した場合には、外資委員会は、当該申請につきやむを得ない事情があると認めるときに限り、これを変更することができる。

第十五條を次のように改める。

(技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金の送金の保証)

第十五條 第九條の規定により技術援助の対価若しくは社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする場合において、当該社債若しくは貸付金債権につき第十條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価(当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更に係るものであるときは、その支拂期日が当該認可の日以後の日であるものに限り)又は当該果実若しくは元本の回収金(その支拂期日が当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるものに限る。)

の外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、前條の規定により外資委員会が條件を附した場合には、当該條件に従わなければならない。

(株式、持分又は受益証券の果実又は元本の回収金等の送金の保証)

第十五條の二 第九條の規定により株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする場合において、当該株式、持分若しくは受益証券につき第十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、左の各号に掲げるものであつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるもの、外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により

より外資委員会が條件を附した場合には、当該條件に従わなければならない。

一 当該株式、持分又は受益証券の果実

二 当該株式(償還株式に限る。)の利益をもつてする消却金

三 当該株式又は持分の売却代金

で、その売却が当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は合併の際の分割又は合併後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被合併株式。以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から三年経過後に行われたもの。但し、当該外国へ向けた支拂がその売却の日から三月経過後に行われるものであるときは、その売却の日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

四 当該受益証券の元本の回収金。但し、当該外国へ向けた支拂が当該元本の回収金の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

2 左の各号に掲げるものの外国へ向けた支拂は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

一 株式又は持分前項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものにつき外国投資家が受ける残余財産の分配金等のうち、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立さ

れる法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は合併の際の分割又は合併後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被合併株式。以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から三年経過後のもの。但し、当該外国へ向けた支拂が当該残余財産の分配金等の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二 外国投資家が開設している第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子(送金を保証された株式、持分又は受益証券の元本の回収金等の送金額の制限)

第十五條の三 外国投資家が、前條

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号 外資に関する法律の一部を改正する法律案外一件

第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外国へ向けた支拂をする場合において、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は合併の際の分割又は合併後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被合併株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間においてその外国へ向けた支拂をした当該売却代金の合計額が、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分で当該外国投資家がその三年を経過した

日において所有していたもの（以下この項において「送金可能株式等」という。）の株式の総数又は持分に係る出資の価額の総額（有価証券の持分については、出資の口数の総数）の百分の二十に相当する株数又は出資の価額（有価証券の持分については、出資の口数の送金可能株式等の売却代金の合計額をこえることとなるときは、そのこえる金額に相当する売却代金については、前條第一項の規定は、適用しない。

2 外国投資家が、前條第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回収金で、その支拂期日の属する年以後の各年におけるその支拂期日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることができるとは、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回収金のうち、その金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する元本の回収金については、前條第一項の規定は、適用しない。

3 外国投資家が、前條第二項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分

についての残余財産の分配金等で、当該株式又は持分当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は合併の際の分割又は合併後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被合併株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることができるとは、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等のうちその金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に

相当する残余財産の分配金等については、前條第二項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分の売却代金ごとに、前項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分についての残余財産の分配金等ごとに、それぞれ各別に適用する。

（確認を受けた技術援助の対価等の送金の保証）

第十五條の四 外国投資家が、第十三條の三の規定により同條に規定する対価等又は請求権について確認を受けたときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価等若しくは当該請求権に係る同條に規定する対価等又はこれらのもので第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられたものにつき生ずる利子の外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

第二十四條中「契約を締結し、若しくは更新し」を「技術援助契約を締結し、若しくは当該契約の更新その他当該契約の條項の変更をし」に改め、「持分」の下に「受益証券」を

加え、同條に次の一項を加える。

2 外資委員会は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、左に掲げるものに関し、外国投資家又はその相手方その他の利害関係人から報告を求めることができる。

一 この法律の規定による認可を受けて締結し、又は更新その他契約の條項の変更をした技術援助契約

二 この法律の規定による認可を受けて取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

三 この法律の規定による届出をした株式又は持分

四 この法律の規定による指定を受けた株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五 この法律の規定による確認を受けた第十三條の三に規定する対価等及び請求権

六 この法律の規定により附した條件の履行状況

七 この法律の規定により開設した外国投資家預金勘定

第二十六條第一号を同條第二号とし、同條第二号を同條第三号とし、同條第三号を同條第五号とし、同條に第一号として次のように加える。

一 第九條の二第三項の規定に違反した者

第二十六條に第四号として次のように加える。

四 第十二條第一項の規定に違反した者

第二十七條中「又は虚偽」を「又は同項若しくは第十三條の三の規定による届出をなすに際し虚偽」に改める。

第二十八條中「第二十四條の下に」

「第一項若しくは第二項」を加える。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 外国投資家がこの法律施行前に

その締結若しくは更新その他契約の條項の変更又は取得について改正前の外資に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定による認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権（以下「株式等」という。）及び外国投資家がこの法律施行前に改正前の法附則第四項の規定による指定を受けた株式又は持分に係る技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金のうち、改正前の法第十五條第一項又は同法附則第四項の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされているものについて

3 外国投資家がこの法律施行前は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十五條又は第十五條の二の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、配当金については、当該株式若しくは持分がこの法律施行前に当該外国投資家により取得されたものであるとき、又は当該株式若しくは持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第十一條第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないときに限る。

にその取得した株式等についてその果実又は元本の回収金（それぞれ改正後の法第三條第一項に規定する果実又は元本の回収金をいう。以下同じ。）のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている果実又は元本の回収金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合、外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金の請求権に係る当該対価、果実又は元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合においては、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、当該條項を適用する。

のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合及び外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金の請求権に係る当該対価、果実又は元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合においては、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、当該條項を適用する。

條 項	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三條の二	当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該株式等の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十三條の二第二号	当該株式等の取得の日から	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日から
第十三條の二第二号	対価として	対価として昭和二十年九月二十四日以後
第十三條の二第六号	第十一條第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの	外資に関する法律の一部を改正する法律による改正前の外資に関する法律第十一條第一項の規定による認可を受けて当該外国投資家が取得した株式又は持分

第十三條の三	第十三條の三	第十三條の三
請求権を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	請求権を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該株式等の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
当該外国投資家による当該株式又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	当該外国投資家による当該株式又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該株式等の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が	当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当

	相統又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相統又は遺贈を知つた日)	該株式又は持分の取得が相統又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相統の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日)	果実(外資に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを除く)
第十五條の二第一項第一号	果実		
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第一項第三号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号
第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條の二第二項第一号	第十五條

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国土総合開発法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

国土総合開発法の一部を改正する法律案

国土総合開発法の一部を改正する法律

国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一條の前に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 国土総合開発審議會、都府県総合開発審議會及び

地方総合開発審議會(第三條—第六條の六)

第三章 総合開発計画の作成(第七條—第十一條の四)

第四章 総合開発計画の実施(第十二條—第十三條の三)

第五章 補則(第十四條・第十五條)

附則

第一章 總則

第二條の見出しを(国土総合開発計画)に改める。

第三條の前に次の章名を附する。

第二章 国土総合開発審議會、都府県総合開発審議會及び地方総合開発審議會

第四條第一項中「総合開発計画」の下に、及びその実施に關し必要な事項を加える。

第五條を次のように改める。

第五條 創設

第六條第一項中(以下本條中「審議會」という。)を削り、「三十人」を「四十五人」に改める。

第六條第二項を次のように改める。

委員は、左に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 九人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人

三 総合開発計画に關し学識経験を有する者 十五人以内

四 關係行政機關の職員 十二人以内

五 地方公共団体の長 三人

第六條第三項及び第八項を削り、同條第四項本文中「都道府県知事と兼ねる委員並びに關係行政機關の職員のうちから任命される委員を除く他の委員」を「前項第三号の委員」に改め、同項但書中「任期が四年の委員で最初に任命される委員」を「最初に任命される当該委員」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「審議會を」を「国土総合開発審議會」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「調査審議會」を「調査」に改め、同項を同條第七項とし、同條第七項中「委員」の下に、特別委員を加え、同項を同條第八項とし、同條に第五項及び第六項として次の二項を加える。

5 特別の事項を調査審議會させるために、国土総合開発審議會に、臨時に、特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、特別の事項の調査審議會が終了した場合においては、退任するものとする。

第六條の次に次の五條を加える。

(特別委員会)

第六條の二 国土総合開発審議會は、特に重要と認める河川を含む特定地域又はその他の特定地域に關する特定地域総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について、特別に調査審議會する必要があると認める場合においては、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を国土総合開発審議會に報告しなければならない。

(国土総合開発審議會の運営等)

第六條の三 前三條に定めるものを除く外、国土総合開発審議會の事務をつかさどる機關並びに国土総合開発審議會の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出)

第六條の四 關係行政機關の職員は、国土総合開発審議會の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

第六條の五 国土総合開発審議會は、その調査審議會の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

(都府県総合開発審議會及び地方総合開発審議會)

第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議會するために、都府県は、條例で、都府県総合開発審議會を設置することができる。

2 地方総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議會するために、關係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議會を設置することができる。

3 前項の規定による關係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号 外資に關する法律の一部を改正する法律案外一件

- 4 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項(地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。
- 第七條の前に次の章名を附する。
- 第三章 総合開発計画の作成
- 第七條を次のように改める。
- (全国総合開発計画)
- 第七條 内閣総理大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。
- 2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。
- (都府県総合開発計画)
- 第七條の二 都府県は、その区域に
- ついて、都府県総合開発計画を作成することができる。
- 2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。
- 4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見を取りまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。
- 第八條第二項中「前項の規定による」の下に「地方総合開発計画区域の設定のための」を加える。
- 第九條を次のように改める。
- 第九條 削除
- 第十條第一項中「特定地域として」の下に「その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関する目標となるべき事項(以下「開発目標」という。)を指示して、」を加え、
- 〇同條第二項中「関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、」を「第七條の二に改め、同條第六項を削り、同條の次に次の一條を加える。
- (特定地域総合開発計画の決定)
- 第十條の二 内閣総理大臣は、特定地域総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、政令の定めるところにより、当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土総合開発審議会の意見を聞いてこれを変更し、閣議の決定を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、その決定し、又は変更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた
- 場合においては、その要旨を公表するものとする。
- 第十一條中「都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画」を「総合開発計画」に改め、同條の次に次の三條を加える。
- (都府県に対する勧告又は助言)
- 第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。
- (総合開発計画の作成のための調査に要する経費)
- 第十一條の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。
- (調査の調整)
- 第十一條の四 経済安定本部総務長官は、関係各行政機関の長が総合開発計画に關して行つた調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 2 経済安定本部総務長官は、前項の規定による調整を行つ場合においては、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聞いて、特に調査すべき地域を指定することができる。
- 第十二條の前に次の章名を附する。
- 第四章 総合開発計画の実施
- 第十二條及び第十三條を次のように改める。
- (年度計画)
- 第十二條 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済安定本部総務長官に提出しなければならない。
- 2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基いて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。
- 3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

4 経済安定本部総務長官は、毎年度、関係各行政機関の長から総合開発計画に関する公共事業関係資金計画の審議の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(特定地域総合開発計画の実施に要する経費)

第十三條 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(特定地域総合開発計画に関する調整)

第十三條の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施

に支障を及ぼす虞がある処分又は事業を行わなければならない場合においては、内閣総理大臣に対し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、必要な調整を行うものとする。(総合開発計画の実施に関する勅告)

第十三條の三 経済安定本部総務長官は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勸告をすることが出来る。

第十四條の前に次の章名を附す。

第五章 補則

本則中第十四條の次に次の一條を加える。

(政令への委任)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に關し学識経験を有する者のうちから任命された委員中内閣総理大臣の指定する二人は、この法律施行の日において、解任されるものとする。

3 この法律施行の際現在に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に關し学識経験を有する者のうちから任命された委員(都道府県知事と兼ねる委員及び前項の規定により解任される委員を除く)は改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として、関係行政機関の職員のうちから任命された委員は同項第四号に掲げる者として、都道府県知事と兼ねる委員は同項第五号に掲げる者として、この法律施行の日において、別に群令を用いないで、国土総合開発審議会の委員にそれぞれ任命されたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された国土総合開発審議会の委員の任期は、同條第三項の規定にかかわらず、同項に規定する任期からその者が同審議会の委員として既に在任した期間を控除した期間とする。

掲げる者として任命された国土総合開発審議会の委員の任期は、同條第三項の規定にかかわらず、同項に規定する任期からその者が同審議会の委員として既に在任した期間を控除した期間とする。

〔佐々木良作君發議、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案及び国土総合開発法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におきます審議の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

先ず外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、政府の提案理由と、それから質疑応答の概略を述べました政府の考え方を骨子にいたしまして、その法案の概要を申し上げたいと思います。

提案理由によりますと、外資法は、日本経済の自立発展、国際收支の改善に寄與する外資に限つて投下を認めると共に、海外送金の保証をする制度を設けたものでありますが、最近対日投資の活発化が予測されるので、この際、外国投資家の投資を容易にして、外資導入の促進を図るため、以下一、二、三とありまして、その一が、外国

投資家による株式等の取得の制限を大幅に緩和し、二、且つ外国投資家が取得した株式の売却代金その他の元本の回收金についてその海外送金を保証し得る途を開くと共に、三、新たに株式等について指定及び確認によつても送金の保証を與える制度を設けるなどの措置によつて、現行の制度による制限を緩和すべき時期になつたと言ひのであります。

本改正案の内容の骨子を四點に要約して申し上げます。

第一點は認可制度の改正であります。株式、持分の取得について、無償交付新株等の取得は認可を要しないこととして、更に株式、持分に限らず、すべての場合に、外国投資家間の譲渡や、相続、合併等による取得は認可を要しないこととすると共に、その認可基準をも緩和し、海外送金が保証されている株式、持分の売却代金による他となるのであります。受益証券につきましては、新たに認可制度を設けまして送金保証を受け得るようにし、他方、技術援助契約の締結、受益証券、社債、貸付金債権の取得につきましては、海外送金を希望する場合にだけ認可を要することとなつております。

第二点は送金保証制度の拡大の問題であります。従来は、技術援助の対価、株式、持分の配当金、社債、貸付金債権の利子、元本の償還金だけが海外送金を認められておつたものであります。が、株式、持分の売却代金についても海外送金をし得るようになり、受託証券について、認可制度の採用に伴ひまして、その果実及び元本の償還金の海外送金を認めることとなつております。即ち株式、持分の売却代金は、株式、持分取得後三年経過後の売却によつて得られた代金は毎年二〇％ずつ海外送金し得るようになり、受託証券の果実は全額を、元本の償還金は毎年二〇％ずつを海外送金できるように改正されております。

第三点は、株式等の指定及び果実又は元本の回収金などの確認の制度を設けたことであります。外資法による海外送金の保証は、投資が行われる際に認可を受ければ、爾後これに伴う海外送金について為替管理法の許可を要しないこととなつておるのでありますが、無償交付新株など及び外国投資家間の譲渡や相続、合併等による株式などの取得は、本改正案で許可を要しないこととなりましたので、認可に代るものとして指定を受けさせて、その

果実又は元本の回収金などの海外送金を認め得ることとなつております。又海外送金が認められている果実又は元本の回収金などを相続、合併等によつて取得しましたときにも、これにつきまして確認を受けることによつて海外送金を認めることとなつております。

第四点は外国投資家預金勘定の設定であります。株式、持分の売却代金などや受託証券の元本の償還金は即座に全額を海外送金し得ないで、一定額が円貨として本邦内にとどまることになり、元本が円貨で回収されてから現実に送金されるまでの間、その勘定を明確にして、海外送金額の把握に便ならしめると共に、経済に悪影響を與える虞れを防止するために、外国投資家預金勘定という特別の預金勘定を外国為替銀行に開設し、これに預け入れさせることになつたのであります。

以上が本改正案の内容の骨子であります。が、これらの内容の改正案につきましては、経済安定委員会におきましては大蔵委員会とも数回の連合委員会を開きまして慎重な審議を行つたわけであり、御承知のように、この外資法というのは誕生のときから現在までいろいろ／＼な状態を経て来ております

ので、従ひましてその條文等も非常にわかりにくい條文になつております。

従ひまして、そういう意味も含めまして相当慎重な審議をしたわけであり、その質疑応答の内容につきましましては速記録に譲ることをお許し願ひたいと思ひます。ただこの法案の審議に當りまして大体質疑応答された要点が三點あつたと思ひますが、それは、これは外資を導入することを促進する意味を持つておるのであるけれども、このくらの改正案では予期し得るような外資が入り得ないのではなからうかという心配及び質問等の、まあ一つの質問の種類の属するものであります。

それから二番目は、これは本質的に問題のある点でありまして、外国投資家の持株保有率を法文上無制限にしておきますと、将来日本の産業がそういう

外国投資家の手によつて実質的に支配されてしまふ虞れがある、無制限の支配が特定産業別に外資によつて行われ危険性がある、これに対して政府はどういうふうにか考へており、その防衛策を考へておるかという点が第一点であります。それから第三点といひましたのは、これは實際上の問題といたしまして、現在それほどでもないのにその外資を入れるためにいろいろ／＼

な日本経済にとつて不利な條件を作つておるのであるけれども、それほど大きな不利な、日本経済にとつての不利な條件を付けてまでやつても、それほどいい外資は入つて来ないのじやないかという、外資導入政策一般に対する質疑応答でありまして、以上の三點が大体この外資法案をめぐりまして外資の本質と共に論議された点であります。なお、そのほかに、先ほど申し上げましたように、こういう法律でありますので、條文が非常に読みにくい、普通読んでも全然わからぬような條文になつておりますので、その点がたびたび指摘されておつたわけでありまして、そのほかの質疑応答は一つ速記録によりまして十分御承知をおきをお願いしたいと思います。

討論におきましては各委員からいろいろ意見が述べられたのであります。が、これらを整理して申し上げますと、先ず杉山委員から、外資の受入態勢を整へ、外資導入を促進することに賛成であるけれども、本改正法案ではまだその点が非常に不十分であるからという意味で、以下大体三點に亘つての修正意見が述べられたのであります。

第一は、株式等の元本の送金保証を與えるための据置期間を、現行のは三年

になつておりますが、それを二年に短縮することが必要であらうということ、それから二番目は、外国投資家がその本國法などの関係で新株割当を受けることが困難な場合、これを救済するために、外国投資家に対し新株引受権の譲渡を認め、その譲渡の対価を以て株式、社債等の購入を認めること、更に外国投資家が新株引受の権利附の親株を売却し、その対価を以て権利落の株式を購入した場合、買替後の株式のうち売却した株数と同数については、買替前後を通じて据置期間の通算を認めること、それから三番目は、貸付信託法の施行に伴ひ、貸付信託の受益証券を証券投資信託の受益証券と同様に取扱ふこと、以上大体三點の修正案が提出されました。

次いで須藤、永井各委員から修正案を含めての反対意見が述べられました。が、その反対意見の要点は、原案の据置期間を三年としてゐることすら短か過ぎるという考へがあるのかかわらず、これを二年に短縮するということには賛成しがたいということ、それから先ほどの質疑応答の御説明に申し上げましたように、外資導入の目的は日本経済の自立にあるのであるけれども、その線に沿つていかうかというこ

とに対して非常に疑問があること、更に三番目には、基礎産業が外資によつて支配されてはならないのに、この改正案及び修正案ではこの外資によつて基礎産業が支配されるかも知れない危険についての防衛がないという点、外国投資家の持株保有率及び送金保証制度等を諸外国並みに整理して、その実行を行政庁の裁量に任すべきものもあるのではないかとこのような意見が、中心的な反対意見で述べられたわけであります。

最後に愛知委員から、この外資法案に対する運営上の希望といたしまして、外資法上では認可された契約が、その後において公正取引委員会から独禁法違反の疑いで審判開始されたり、或いは又技術援助契約の締結に伴う機械等の輸入のための外貨予算が十分に計上されていないがために、折角の契約の実行が遅れる場合があり得るので、かようなことのないよう、政府において運営上十分注意してもらいたいという点、及び据置期間についてはむしろ消極的に賛成であるという程度の意見が述べられました。

このようにいたしましたので、討論を終局いたしましたので採決の結果、多数を以ちまして先ほどの修正案を可と認めま

して、修正可決すべきものと決定した次第であります。

次に、国土総合開発法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

この法律も頗る厄介な法律なんでありまして、現行の国土総合開発法が單なる計画組織法でありまして、実施に関する規定を殆んど欠いてゐるのに対して、国土総合開発法の進捗に伴つて計画の実施に必要な規定を整備するため次のような改正を行おうとするものであるというのが提案理由の中心であります。それを三、四点列挙いたします。第一に、国土総合開発計画を国の行政に移す手続が現行法には殆んど規定がないので、特に国家的要請の強い特定地域総合開発計画を閣議決定すると共に、これに必要な予算の計上及び資金の確保に努めることとしたというのが第一点です。第二点に、国土総合開発審議会の組織及び所掌事務を拡充強化したことでありまして、国土総合開発審議会委員として衆参両院の議員を新たに加え、その所掌事務についても調査審議することとして、国土総合開発計画の実施の促進を図ること

としたというのが第二点。第三点は、国土総合開発計画は強度の総合性を確保する必要があり、そのためには計画段階のほかにも実施段階における調整をも欠くことができないので、このために、特定地域の総合開発計画のみならず、その他の開発計画についても新たにこれが実施の調整規定を設けたというのであります。第四点が、全国総合開発計画を内閣総理大臣が作成した場合には、これを国土総合開発計画の基本とする旨の規定を設け、これによりまして当該各計画を一貫した方針の下に推進して行くというふうにしたこと。

この以上四点の改正案であります。が、それに対して衆議院の審議中に修正が加えられました。その第一点は、第十條第二項を修正いたしました。建設大臣も又関係行政機関の長としての立場にあることを明らかにしておること。二番目に、第十二條一項を追加いたしました。事業計画の調整に必要な範圍において各省予算要求を含む資金計画全般の調整を行うことを明確にする。こういう意味の修正が衆議院で附加されて修正可決をされておるわけでありまして、

本法案につきまして経済安定委員会

としましては、建設委員会と数度連合委員会を開き、又必要に応じて農林委員の委員外発言或いはその他の方法を以てまして数次に亘る相当慎重な審議をしたわけでありまして、これらの審議におきましての詳細な質疑応答につきましては省略をいたしたいと思ひますが、ただ問題点らしいものが言われましたのを、その点をざつと列挙しておきます。

第一は、全国開発計画が立案されなければ各地域の計画が進捗しないというところであつては時間的に非常にズレが生ずるが、この点を一体どう調整するかという点。二番目には、都道府県総合開発計画その他に建設大臣の権限についてであるが、当該計画の内容は各省に亘つていて、総合性が極めて濃厚であり、関係各省が共同で推進しなければならぬのに、窓口を一省に置くとはどういふ意味か。むしろ安本一本に統一するよう改正するのが本当ではなからうかという点。更に第三番目に、特定地域総合開発計画につきまして、先ず現在の十九地域の選定の根拠は一体何だろるか。更に十九地域間の開発の順序があるだろるか。特定地域開発に対する具体的計画の有無に対する疑惑。最後に、都府県で作成する計画は原案的なものであり、閣議で決定した計画が国の計画となり得るだろるかという点。特定地域総合開発計画について先ず明瞭にする必要があるという点。四番目に、国土総合開発審議会と電源開発調整審議会との法制上及び実務上の関連問題について質疑が行われたわけでありまして、これらに対して関係大臣からのおの答弁があつたわけでありまして、先ず全国総合開発計画の対象は広汎多岐に亘り、この計画の作成は容易なことではない。現在すでにこの計画の作成方法等についても各省と協議しておるのだ。できれば今年下期には一応の案を作成したいと目下準備中であるという点が明らかにされた。二番目には、建設省はその設置法の中に国土計画、地方計画の事務を処理し得る規定があるので、都道府県の意向をとりまとめ、そして安本は都道府県に直接接洽せず、中央各省の意向をとりまとめ、この両者を調整するものだということが説明されております。三番目の特定地域問題につきましては、十九カ所の特定地域は厳重審査の上、五十有餘カ所の中から選んで決定したものであつて、目下のところはこれを

官 報 (号 外)

殖すべきではないと考えているが、更に調査の上その十九地域の内容について検討したい。特定地域は、地区ごとに特色があるので、十九地点のうちのどれから始めるか、第一、第二、第三という順序は目下のところ付けがたいということ、併しながら電源開発、防災、農地改良等、各別に最も重要と見られるものから順次取上げて行くつもりであるということが述べられております。なお特定地域は、日本の国土のうちの相当大きな面積を占め、且つ重要な地域を含んでいるので、公共事業は安定本部が計画して、これに基いて進めることが望ましいというところ、又特定地域総合開発計画の性格は国の計画であつて、立案は都府県ですが、閣議決定されたものが国の行政方針として確定し、国の責任で実施されて行くのだということが答弁されています。なお、二つの審議会の問題につきましては、法制的には重複その他の矛盾はなく解決できるだらうということ、併し実際問題としましては非常に密接不可分の関係を持つのであります。電源開発は国土総合開発の中の重要部分を占めるという実質上の扱いをこの審議会の扱いにも応用して行きたいという考え方が述べられて

ております。大体質疑応答の主な点は、そういう点であります。詳細は全部速記録に譲りたいと思ひます。

討論につきましては、質疑応答の中に述べられておりましたので、別に討論といったお話があつたわけではありませんが、その討論に入ります際に、郡委員から、本案改正によりその施行準備期間が必要であり、又行政機構がこの七月一日から充足するからという等の事情から考えまして、この改正法案の中の附則の第一項中、六月の十日といふのを六月の三十日に修正することが適当と思われる、そのほかは原案に賛成するという意味の修正案が出されただけであります。附則の第一項といふのは、本法の施行期日をきめた附則でありまして、「六月十日」を「六月三十日」に修正するという修正案であります。この一部の修正を含めまして採決の結果、全会一致を以ちまして郡委員の意見通り修正可決すべきものと決定した次第であります。

長くなりまして、以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 外資に関する法律の一部を改正する法律案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。永井純一郎君。

「永井純一郎君登壇、拍手」

○永井純一郎君 私は日本社会党を代表いたしました。只今議題となりまして外資に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして反対をいたします。

私も外資の導入につきましては、頭からこれを單に否定せんとするものではないのであります。而して外資の導入は、その方法とその外資の質の如何によりましては、却つて我が國の經濟を混亂せしむる危険があり、又場合によりましては禍根を長く将来に残す危険もあると考へます。即ち私どもは外資導入につきまして基本的に重要な二つの事項があると思へます。その一つは、外資の導入が我が國の企業に役立つからであります。その二つは、我が國に外資を投入するものは主として米國でありますから、その米國の外資投入の方向、方策が如何なるものであるかという点であります。かくのごとき見地から今次の改正法律案を検討いたしますときに、私どもは遺憾ながらこれに賛意を表するわけには参らないのであります。即ち、先ず現在までに導入いたしました外資について見ますに、本年四月末統計におき

まして、技術援助契約が百四十二件、株式、持分の取得七千五百五十三万八千株で六十億五千七百円に達しております。右のうち市場経由の株式取得は約五百六十万株で六億円の多きに達して、この分が順次増加する傾向にあります。三番目に、貸付金債権の取得が十一件で約九十一億円になつております。その内容において株式、持分の取得について見ますと、その業種は、石油を筆頭に、化学、紡織、ゴム、皮革、商事貿易、不動産等にまで及びまして、國籍別に見てみますと米國が八二%を占めて圧倒的であります。更にその外資が、外資を導入している産業会社をどのように支配しているかという実情を見てみますと、ゴムにおいて五三%、皮革で四八%、食糧品で六八%、紡織関係で五九%、石油で四五%、化学工業におきまして四〇%、金属三六%等々となつており、更に個々の会社につきまして五〇%以上を占めておりますもの、主なるものを拾つて見ますと、東亜燃料工業を初めといたしまして各石油会社、並びに帝國製油、富士油、東洋アルミ、信興綿花、旭光通商等がおります。更にこれに次いで三菱電機、横浜ゴム、北海道興業、日活国際会館等々枚挙にいとまがないほどあります。まさにこれらは外資の支配するところであり、而して又これら導入外資のうち技術援助の対価等は相當に高率であります。一割以上のものも多々ある実情であります。従つて業界におきまして、機械工業製品の売上利潤はせいぜい一割前後であるのに、この中から一割程度の使用料を取られるのは大きな打撃であるという点、次に技術援助契約には通常販路協定が附随してありまして、米國はみづからの市場を守ろうとしております。従つて日本で市場開拓の大きな障害となつておる点、三番目には、通信機、工作機械等の最も我が國の技術が立ち遅れておる部分につきましては、技術導入を非常に期待しておりますのに、導入が非常に少いといつたような点を、業界におきまして指摘いたしております。更にこれらの対価に課せられる日本の所得税につきましては、契約によつて一切日本の会社が負担することになつており、日本の企業に過重な負担を與えておるのが実情であります。

以上のごとく、今日までに導入されて来た外資について検討して見ますと、と、あり余つておる石油を現物で米國が持つて来て完全にその支配権を牛刀

とまがなほであります。まさにこれらは外資の支配するところであり、而して又これら導入外資のうち技術援助の対価等は相當に高率であります。一割以上のものも多々ある実情であります。従つて業界におきまして、機械工業製品の売上利潤はせいぜい一割前後であるのに、この中から一割程度の使用料を取られるのは大きな打撃であるという点、次に技術援助契約には通常販路協定が附随してありまして、米國はみづからの市場を守ろうとしております。従つて日本で市場開拓の大きな障害となつておる点、三番目には、通信機、工作機械等の最も我が國の技術が立ち遅れておる部分につきましては、技術導入を非常に期待しておりますのに、導入が非常に少いといつたような点を、業界におきまして指摘いたしております。更にこれらの対価に課せられる日本の所得税につきましては、契約によつて一切日本の会社が負担することになつており、日本の企業に過重な負担を與えておるのが実情であります。

つてゐるのを初めといたしまして、あのものも、支配権を握りつつ、且つ成るべく短期間に多くの利潤を持つて行こうとしてゐるところの、我が国から言ふならば余り質のよくない機械的商業的外資であつたと言えるのであります。マーカットが言つたいわゆるコンマーシャル・ベースはまさにこのことでありましよう。米国のこの傾向は、第二次大戦後、国際政治、国際経済が極めて不安定な状況の下において、是当然のことであり、特に完全なる軍事基地化された日本に対する米国の民間投資が短期の商業利潤を狙うもの、過ぎない傾向を持つてゐるのも見やすい理であると言わなければならぬと考へます。而して技術援助は一応右の例外をなす恒久的なもののごとく見えますが、これでも、その本質をよく検討して見ますと決して有難いものでも何でもないのであります。即ち日本に持ち込まれてゐる援助技術の多くは最新式のものではなく、むしろ多くは使い古された青空真一過ぎぬものであり、かゝるのごとき青空真一枚を持ち込むことによりまして、前に述べましたような莫大な対価を取得し、日本産業を支配してゐるのは、御承知の通りであります。尤も日本の会社にとりましては、

この古い青空真一枚が国内競争上においては或る程度の意義を持つものがあるかも知れませんが、貿易振興のための外国との競争には間に合わないものであり、真の我が国の企業合理化には何ら役立たないと思はれるのであります。ここにおいて、外資のこの改正案が成立いたしました結果として如何なる事態が生ずるかという事を考へてみますと、一先ず株式の乗替えを認めた結果といたしまして、極めて機械的な外資が入つて来るのでありましようし、且つ又、例えば当初百万ドル投下されたものが百五十万ドルにも膨れ上つて、それらの膨れ上り分をも含めての元本の送金を認むる結果となりまするるので、日本の対外支拂額は一層増加する傾向が出て参ると考へます。従つてこの緩和政策によつて年間の対外送金額は一千万ドル以上に達するものと推定され、且つその額は年を追うごとに倍加されて行くものと予想され、二、三年後には恐らく三千万ドルに達すると推算されるのであります。而して、これらに加ふるに、外債処理に伴う返済金年間約三千万ドル見当を加えてみますと、確定債務は実に年間六千万ドルの多きに達することが予想されるのであります。更にこれに加ふる

に、我々国民が援助を受けたと思ひ込んでいたガリオア資金の返済金をも考慮するならば、年間およそ一億ドル以上に達し、日本としては容易ならざる負担となりまして、而も外資導入により生ずる対外支拂は優先的に取扱われましておりますから、その結果といたしまして、日本の国際收支を悪化させ、必要な輸入をも削減せねばならぬという逆の結果が生ずる危険さであると考へます。而も昨今、特需の減少、輸入関税の引上げ傾向、輸出の不振の結果といたしまして、ドル不足はいよいよ差迫つた問題となりつつある今日におきまして、かくのごとき改正を意図する政府の無定見さは誠に了解に苦しむところでありまう。

これを要しまするに、我々が望むところの長期低利の良質の外資が入らな根本の理由は、かくのごとき一片の手続的法律の不完全なるためではなくして、一つには、日本が完全なる軍事基地であるという点であり、二つには、政府の独立後の諸政策が反民主的、反動的であるという点であります。即ち政府の反動政策は必然に労働運動を激化せしめ、従つて産業経済或いは社会を不安定ならしめております。こういう国に投下される外資は、まさに改正案の狙うごとく、二年か三年で可及的多くの利潤を持ち逃げせんとする悪質の機械的資本以外にはないのが当然であります。(拍手)即ち政府が作り出した今日の我が国の状態というものは、再軍備乃至治安関係費におきまして二千億余の龐大な資金を浪費する半面、電源開発及び食糧増産、施設の改善等を犠牲にせしめられておるのであります。即ち日本が課せられた国防費の重荷に喘いでゐる間に、悪質の外資によつて企業の支配権と利潤を奪はれて、永久に自立経済の達成を不能ならしめ、隷屬経済、基地経済への転落の道を歩かされる危険なものとせずと言わなければならぬと心配をいたすのであります。

即ち本改正案は、真の日本の利益のために提案されたものとは考へられず、実に不安定な経済の中にある日本におきまして目先の利潤を追わんとする米國業者及び日本証券業界のかねてよりの要望に應へまして、池田大蔵大臣が幹旋役となつて、要望のまます法文化したものに過ぎないと私も考へるのであります。かかる商業的機械的外資の無秩序無計画の導入を助長せんとする本改正案並びに修正案には、絶對に賛意を表するわけには参らないのであります。

以上を申述べまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表しまして、外資に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案並びに修正部分を除く原案に對しまして反対の意見を述べます。

本改正案の主な改正点は、外国投資家に対して、外資導入の促進を図るために、株式投機的自由を完全に認め、更に元金並びに利子の外貨送金を保証し、そして外貨を保護することが目的となつてゐるのであります。このことをわかりやすく言いますと、それはアメリカの貪慾な資本家の言うがままに日本国民が血と汗を流して努力した上前を捧げ奉るということでありまう。アメリカの投資家は、日本国民に深い愛情があるから投資するのでは断じてありません。ドルからドルを生むためにこそ投資するのであります。彼らアメリカ資本家が儲けるのであつて、我が国の労働者や中小企業家には何らの利益にもなりません。それどころか、まる／＼損をしておるのであり

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号 外資に関する法律の一部を改正する法律案外一件

一六六

ます。これを自由党の諸君は、決して損をしていない、両者とも利益になつておる、これこそ和解と信頼の現われであると言ふ。それなら私は、自分の意見を申し上げます前に、アメリカ業者自身の言葉を借りて申したいと存じます。昨年十月末、アメリカの外国貿易全国評議会の三十八回大会の宣言の文句から見ますと、「大会は、アメリカ政府がその手中にある膨大な外交、政治、経済的手段を断固として利用することが必要だと考える。これは、アメリカ政府が対外経済政策で直接侵略的行動をとることによつてのみ解決される」と言つてゐるのであります。これによりまして、彼らの言う後進地開発計画の本質がはつきりしてゐるのであります。更に六月八日、経団連においてのマーフィー大使の言葉の中でも、「外資を最も厚遇し、保証する国に對してのみ資本は流れて行くものである。又外資は妥當な報償なしに強制収用されないという保証を求めるのにならず、その投資によつて得られた利潤を、投資家の住居の如何にかかわらず、投資家が享受し得ることを要求してゐる」と、はつきりと日本経済のためにドル資本を投資するのではないと言つておるではありませんか。一体このどこ

に平等の態度が出ておるでしょうか。日本への投資は、アメリカの軍事計画のために日本の資源を最大に利用すること、決してアメリカにとつて損になるような危険な投資は絶対やらぬというのが対日政策の根本であります。ドル資本は、他国の経済的貧困に乗じて、領土と資源を略奪し、国民を奴隷にし、全世界の富を掌中に収めようとしておるのであります。このように国民生活の犠牲の上に入つて来る外資導入政策に對して、三月四日附日本経済新報でさえ、「こんな外資を優遇する措置をとる外資法の改正は世界にも稀だ」と言つておるのであります。外資法の改正になつていない今日でさえ、日米経済協力、行政協定によつて、すでに日本経済はドル資本の飽くなき搾取のために崩壊に瀕している状態でありま。

その二三の例を挙げてみますと、第一に、日本へ戦後一番早く入つて来た資本は石油であります。この石油資本は、戦前には三菱石油一社だけに入つていたのでありますが、戦後今日では石油精製八社のうち五社に石油資本の七八%のドルが入つております。又生産能力百万トン、日本石油精製の二五%を占める生産設備を持つ四日市燃料

廠は、ドル資本に完全に握られようとしてゐるのであります。更にアルミの場合を見ますと、現在問題となつてゐるカナダ・アルミニウム・リミテッド社と日本最大のアルミ会社日本輕金屬との合併の真の意図は、日本航空機産業の基礎であるアルミ産業を完全に支配すると共に、コスト引下げを狙つた軍需的なものであります。アメリカの投資対象が、軍需的見地から、鋳業、非鉄金屬、化学、鉄鋼、海運、造船、アルミ等、重要産業の殆んど大半に、資本の形で、或いは技術援助の形で入つてゐるのであります。現在程度の規定でさえ、こんなにあらゆる面から入つてゐる外資によつて日本経済は混乱してゐるのに、更にこれ以上の外資を優遇するため、世界に稀な改正を行うとは、何といふことでありましようか。あの汪精衛政権時代の中国でさえ、四九%以上の外資は民族資本を守る立場から絶対に禁止してゐたのであります。全くこの改正は行政協定の経済版と言われるほどひどいもので、吉田自由党政権の買弁振りを遺憾なく現わしたものであります。(「ノー」)

呼ぶ者あり)提案理由の説明には、白々しくも、日本経済の自立とその健全な発達を図るためと言つております。が、(「その通りだ」と呼ぶ者あり)それなら、なぜ日本国民が民族を挙げて要望してゐるところの中国、ソ同盟との貿易を禁止してゐるのか。メレスやマーフィーが中国貿易は必要なしと言へば、同じことを日本政府は日本語で復誦し、日本経済の正常なる発展を阻害し、アメリカ資本に頼らざるを得なくすることによつてアメリカの軍事計画の一端を担わせて、侵略の片棒を担がせてゐるのであります。日本の工場が、朝鮮、中国を初めとするアジアの諸民族の民族解放闘争に對してナバーム爆弾を落し、爆弾を造るアメリカの兵器廠に、乃至は兵器修理廠に成り下つてゐるのであります。このようにアメリカ侵略政策の重要な一端を担わせるのは、AP通信が報じてゐるよう

に、アメリカ陸軍省でさえ信用しないほど安上りに兵器を修理してゐるのであります。更に、朝鮮戦争で使われてゐる全裝備の九〇%は日本の修理工場で造られたものであります。アメリカ陸軍極東軍の修理課長モリスは、修理費はアメリカ国内の二十分の一程度で十分であると、アメリカが日本の修理工場と奴隷労働によつて朝鮮戦争をしてゐることを暴露してゐるのであります。最後に同僚諸君に伺いたい。外資といふものが一片の法案によつて希望通り入つて来るものでしょうか。良質の外資といふものはその国の信用によつて入つて来るものであります。今日、日本の置かれてゐる状態が果して信用される状態だろうか。いつ第三次大戦の糸口になるかも知れない危険区域に良質の外資の入るわけがない。だからこそ、正常なる投資ではなく、植民地的搾取の性格を持つた、日本の資本を盗み去るとき投資しか入つて来ないものであります。その外資は日本産業を前述のごとく戦争のための兵器廠と化し、日本の労働者を奴隷化せしめてゐるのであります。なお、この改正案によつて外資の無制限なる株の取得は、やがては日本の重要産業の支配権をすら独占し、日本を挙げてドルの隷屬化せしめるものであります。私は、この法案が大きな禍根を日本の将来に残すことを警告するものであります。日本共産党は、日本経済のドル資本への身売りと聞いて、日本経済の自立と発展を国民の力によつて築き上げ、安心して平和的な外資の入つて来る国際関係を作するために、日本民族の解放と平和のために闘ふことを誓つて、ドル資

本導入の外資法改正に断固反対するものであります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。

先ず外資に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でございます。委員長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 次に国土総合開発法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) 日程第四、日本開港銀行法の一部を改正する法律案、

日程第五、緊要物資輸入基金特別会

計法の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

審査報告書

日本開港銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十三日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤寅次郎

多数意見者署名

森 八三

小林 政夫

田村 文吉

江田 三郎

大野 幸一

下條 恭兵

油井賢太郎

第四條の改正規定を次のように改める。

第四條を次のように改める。

(資本金)

第四條 日本開港銀行の資本金は、

政府の一般会計及び米國対日援助

見返資金特別会計からの出資金三百億円と第四十七條第一項及び第三項並びに第四十八條第一項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされる八百五十二億二千万円との合計額千五百五十二億二千万円とする。

第四條の改正規定の次に次のように加える。

第十二條を次のように改める。

(役員任命)

第十二條 總裁、副總裁及び監事は、

同議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(2) 總裁、副總裁又は監事の任期が満了し、又は欠員を生じた場合に

おいて、国会の閉会又は衆議院の解散のために同議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、總裁、副總裁又は監事を任命することが出来る。

(3) 前項の場合においては、任命後最初に召集される国会において、

その總裁、副總裁又は監事の任命について事後の承認を求めなければならぬ。同議院の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、

その總裁、副總裁又は監事を罷免しなければならない。

4 理事及び参事、總裁が任命する。

第三十七條の改正規定中第三項を

第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條

の規定にかかわらず、国会の議決を得た金額の範囲内において、第

一項の規定による外貨資金の借入による日本開港銀行の債務について、保証契約をすることができ

る。

第四十九條の二の改正規定中見出しを「米國対日援助見返資金特別会

計からの私企業に対する貸付に係る債権の承認」に改め、第四項を削る。

第五十一條の改正規定中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律施行の際現にその職にある總裁、副總裁及び監事は、改

正後の日本開港銀行法第十二條第一項の規定にかかわらずなお在職するものとし、その任期は、従前の規定による任命の日から起算する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本開港銀行に銀行その他の金融機関の開港資金の貸付に係る債権の肩替り及び債務の保証の業務を行わせる外、資金の借入の機能を與えるとともに、国庫納付金の制度を設け、復興金融金庫の解散当時の資本金で日本開港銀行に対する政府の貸付金となつたものを昭和二十七年中に政府からの出資金に振り替えることとし、又米國対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する権利義務を日本開港銀行において承認し得るふちを開こうとするものであつて、おおむね適当な措置と認めらるが、(一)日本開港銀行の資本金を法定化し、(二)その總裁、副總裁及び監事は同議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとし、(三)日本開港銀行が外貨資金の借入を行う場合、政府と保証契

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号 日本開光銀行法の一部を改正する法律案外一件

約をすることができるとする等の修正を加えた。

二、事件の利害得失

日本開光銀行の業務の拡充を図り得るとともに、日本開光銀行の資本構成の適正化と開光資金の融通に関する政府資金の統一的運用に資する等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

日本開光銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

日本開光銀行法の一部を改正する法律案

法律案

日本開光銀行法の一部を改正する法律

日本開光銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九條」を「第四十九條の三」に改める。

第四條を次のように改める。

日本開光銀行の資本金は、政府の一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの出資金三百億圓と第四十八條第一項及び第四十九條の二第四項の規定により政府の一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

第十八條第一項第三号中「又は返済資金」を若しくは返済資金に、「又は引受」を若しくは引受に、「応募すること」を、応募し、又は銀行その他の金融機関の開光資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けることに、「及びその応募に係る社債の償還期限は、」を、「その応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日から起算して」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開光資金に係る債権を保證すること。但し、その保證に係る債務の履行期限は、その債務の保證の日から起算して一年未満のものであつてはならない。

第十八條第二項中「第三号」を「第四号」に、「又は社債の応募」を、「社債の応募、債権の譲受又は債務の保證」に、「又は当該応募に係る社債の償還」を、「当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保證に係る債務の履行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

債権の譲受又は債務の保證に、「又は当該応募に係る社債の償還」を、「当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保證に係る債務の履行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

權の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」という、社債の利子及び債務保證料が日本開光銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定による借入金金の利子、第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保證料率を勘案して定めるものとする。

第十八條の二 前條第一項第四号の規定による保證に係る債務の現在額及び第三十七條第一項の規定による借入金金の額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十六條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九條の見出しを「貸付利率の基準等」に改め、同條第一項を次のように改める。

第十八條第一項第一号及び第三号の規定により行ふ資金の貸付の利率、同項第三号の規定により行ふ譲受に係る貸付債権の貸付の利率並びに同項第四号の規定により行ふ債務の保證の利率は、日本開光銀行の收入する貸付金利息(第四十三條第一項の規定により復興金融庫から承継した貸付債権の利息及び第四十九條の二第一項の規定により政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債

權の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」という、社債の利子及び債務保證料が日本開光銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定による借入金金の利子、第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保證料率を勘案して定めるものとする。

第十九條第二項中「貸付利率」を「貸付利率、譲受に係る貸付債権の貸付利率及び債務の保證料率」に、「貸付の目的」を「貸付、譲受に係る貸付債権及び保證に係る債務の目的」に改め、「貸付金の償還期限」の下に「譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保證の期間」を、「資金の貸付」の下に「譲受に係る貸付債権及び債務の保證」を加える。

第二十條中「資金の貸付」の下に、「貸付債権の譲受又は債務の保證」を加え、「利率及び期限」を「資金の貸付の利率、譲受に係る貸付債権の貸付の利率、債務の保證の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保證の期間」に改め、「回収の方法」の下に「債務

權の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」という、社債の利子及び債務保證料が日本開光銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定による借入金金の利子、第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保證料率を勘案して定めるものとする。

第二十條中「資金の貸付」の下に、「貸付債権の譲受又は債務の保證」を加え、「利率及び期限」を「資金の貸付の利率、譲受に係る貸付債権の貸付の利率、債務の保證の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保證の期間」に改め、「回収の方法」の下に「債務

の保證の履行の方法」を加える。

第二十一條第一項中「銀行」を「銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの」に改め、同條第二項中「銀行が」を「前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機関が」に改める。

第二十四條第二項中「貸付金利息、社債の利子」を「貸付金の利息、社債の利子、債務の保證料」に、「第四十六條第一項」を「第三十七條第一項の規定による借入金金の利子、第四十九條の二第二項」に改める。

第三十六條の見出しを「(利益金の処分及び國庫納付金)」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相當する額

二 毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相當する額(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額)

第三十六條に次の二項を加える。

3 日本開光銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の

規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條を次のように改める。
(資金の借入)

第三十七條 日本開発銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2 政府は、日本開発銀行に対して資金の貸付をすることができる。

3 第一項に規定する場合を除く外、日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

第三十九條中「銀行」の下に「その他の金融機関」を加える。

第四十四條第三項中「商工組合中央金庫」を「銀行及び商工組合中央金庫」に改める。

第四十六條の見出しを、(復興金融

金庫關係の政府貸付金)に改め、同條第二項を削る。

第四十七條の見出しを、(復興金融金庫關係の指定日前における法定出資等)に改め、同條第一項中「毎四半期」を「昭和二十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日(以下指定日という)の前日までに終了する毎四半期)に改め、同項及び同條第二項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第三項中「第四十六條第一項」を「前條」に改める。

第四十八條を次のように改める。

(復興金融金庫關係の指定日における法定出資等)

第四十八條 指定日における第四十六條の政府の貸付金は、第四十三條第一項に規定する日における第四十六條の政府の貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するものを除く外、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、政府の一般会計から日本開発銀行に對し出資されたものとする。

2 前項の規定により返済されたものとされるもの以外の指定日にお

ける第四十六條の政府の貸付金は、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、第三十六條第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

第四十九條の見出しを、(復興金融金庫の業務の引續に關する細目)に改め、第六章中第四十九條の次に次の二條を加える。

(米國對日援助見返資金特別會計からの私企業に対する貸付に係る債權の承継及び法定出資)

第四十九條の二 政府の米國對日援助見返資金特別會計からの私企業に對する貸付に係る債權で政令で定めるもの及びこれに附隨する權利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。

2 日本開発銀行が、前項の規定により、米國對日援助見返資金特別會計からその私企業に對する貸付に係る債權及びこれに附隨する權利義務を承継したときは、その承継した私企業に對する貸付に係る債權及びこれに附隨する權利で同

特別會計の原簿に登録されているもののその承継の日における帳簿価額の合計額に相當する金額が、第三十七條の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別會計から日本開発銀行に對し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に對し、政令で定める利率、計算の方法及び手續により、利子を支拂わなければならない。

4 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相當する金額が、当該時期において、政府の米國對日援助見返資金特別會計から日本開発銀行に對し出資されたものとする。

(米國對日援助見返資金特別會計から承継した權利義務の處理に關する業務)

第四十九條の三 日本開発銀行は、前條第一項の規定により、米國對日援助見返資金特別會計からその私企業に對する貸付に係る債權及

びこれに附隨する權利義務を承継したときは、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債權の管理及び回收に關する業務その他その承継した權利義務の處理に關する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫以外の者に對して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について適用する。

第五十一條第四号中「及び第四十四條第一項を」並びに第四十四條第一項及び第四十九條の三第一項に改め、同條第五号中「又は第四十四條第二項を」第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項に改め、同号を同條第六号とし、同條第六号中「第三十七條の下に」第三項を加え、同号を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額を

銀行の貸付資金が軍需産業に使用されないよう、今後の運営において十分留意されたいとの希望を附して、修正案並びに原案に賛成の意見が述べられ、次に大矢委員より、修正案のうち、資本金についての修正には賛成するが、役員任命及び日本開港銀行の外貨借入れについての政府保証についての修正には反対であるとの意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、小林委員の修正案については多数を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案については全会一致を以て可決せられ、本案を修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、昨年四月、緊要物資輸入基金を設置し、特殊の需要に應ずるため、政府において緊急に取得を要する物資の輸入に運用して参つたのでありますが、今回その運用する物資の範囲を明確にするため、所要の規定を設けようとするものであります。

即ち国際的な取極に基いて製造されてきた物資、例えばニツケル、タングステン、コバルト等、いわゆるIMC物資であります。これら重要物資

は輸入後の使途について規制する必要があり、本基金の運用により政府において取得することとしたし、次に外国における輸出統制物資、その他国際的に稀少物資で、政府以外の者が取得困難なもの、又は政府において輸入することが有利なものについて、本基金の運用により政府において取得することとするものであります。

本案は、慎重に審議の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

先ず日本開港銀行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に対する委員会修正案全部を先ず問題に供します。委員会修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。(拍手)よつて委員会修正案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に只今可決せられました修正の部分を除く残り全

部を問題に供します。残り全部に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。残り全部は全会一致を以て可決せられました。よつて本案は修正議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第六、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院附記)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次第四十一條を第四十二條の二に改め、

第二十九條の見出しを「(仮釈放の審理の開始)」に改め、同條第三項を削り、第三十條を次のように改める。

(仮釈放の審理)

第三十條 前條の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行ふものとする。

2 仮出獄又は仮退院につき前條の審理を行ふ委員は、みづから本人に面接しなければならない。但し、本人が重病又は重傷である場合その他中央委員会の規則で定める場合であつて、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認めるときは、この限りでない。

3 委員は、審理のため必要があるときは、本人の收容されている施設の長又はその他の職員の見解を聞き、及びこれらの者に面接の立会その他の協力を求めることができる。

第四十一條の見出しを「(呼出、引致)」に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條に次の六項を加える。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察に付されている者を引致させることができる。

一 保護観察に付されている者が第三十四條第二項の規定により居住すべき住居に居住しないとき。

二 保護観察に付されている者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑ひに足る充分な理

昭和二十七年六月十六日、参議院會議録第五十二号 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

一一七二

由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応ぜず、又は応じない虞があるとき。

3 前項の引致状は、本人の居住すべき住居の地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所の裁判官が、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。

4 第二項の引致状は、判事補が一人で発することができる。

5 第二項の引致状による引致は、警察官、警察吏員又は保護観察官が行ふものとする。○但し、保護観察官が行ふことが困難であるときは、警察官又は警察吏員に行ふことができる。

6 第二項の引致状及び引致については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六十四條、第七十三條第一項前段及び第三項、第七十四條並びに第七十六條第一項及び第二項の規定を適用する。

7 第二項の引致状により引致された者は、引致された時から二十四時間内に釈放しなければならぬ。但し、この時間内に第四十五條第一項の決定がなされたときは、この限りでない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

（関係人の調査、質問）

第四十一條の二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は保護司をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 保護観察官又は保護司が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

第三章第二節第四十二條の次に次の一條を加える。

（保護観察の停止）

第四十二條の二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、仮出獄中の者が第三十四條第二項の規定により居住すべき住居に居住しないため、保護観察を行ふことができなくなつたときは、決定をもつて、保護観察を停止することができる。

2 前項の決定により保護観察を停止されている者につき、その所在が判明したときは、その所在の地

を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は、直ちに、決定をもつて、その停止を解かなければならない。

3 第一項の決定により保護観察を停止されている者が第四十一條第二項の引致状により引致されたときは、停止を解く決定があつたものとみなす。

4 刑期は、第一項の決定によつてその進行を停止し、保護観察の停止を解く決定の時からその進行を始める。

5 地方少年委員会及び地方成人委員会は、仮出獄中の者が保護観察の停止中に遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、仮出獄の取消をすることができない。

6 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかつたことが明らかとなつたときは、直ちに、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならぬ。

7 前項の規定により、第一項の決定が取り消されたときは、さかのぼつて、同項の決定はなかつたものとみなす。

第四十四條第三項中「刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）」を「刑事訴訟法」に改める。

第四十五條を次のように改める。

（留置）

第四十五條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十一條第二項の引致状により引致された者につき、第四十三條の申請又は仮出獄の取消をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定があつたときは、引致状により引致された者は、引致後十日以内、監獄若しくは少年保護鑑別所又はその他の適當な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

3 仮退院中の者につき前項の期間内に第四十三條の申請がなされたときは、同項の規定にかかわらず、その申請につき裁判所から決定の通知があるまで、継続して留置することができる。但し、留置の期間は通じて二十日を越えることができない。

4 仮出獄中の者が第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、仮出獄が取り消された場合においても、刑期に算入する。

5 第一項の決定は、急速を要するときは、地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員ですることができ。

第五十五條の次に次の一條を加える。

（決定の告知）

第五十五條の二 中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会の決定は、本人に告知することによつて、その効力を生ずる。

2 前項の告知は、決定を本人に言い渡し、又は決定書の謄本若しくは抄本を相当と認める方法で本人に送付して、行ふものとする。

3 本人が在監者又は在院者である場合において、決定書の謄本又は抄本を監獄又は少年院の長に送付したときは、本人に対する送付があつたものとみなす。

4 決定書の謄本又は抄本を、第三十四條第二項の規定により本人が居住すべき場所に宛てて、書留郵便に付して送達した場合において

は、その発送の日から五日を経過した日に本人に対する送付があつたものとみなす。

第五十六條中「第五十五條に改め

附則

1 この法律は、公布の日昭和二十七年五月一日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第四十五條第一項の規定により仮出獄を停止され、又は〇同條第二項の規定による引致状に引致された者については、この法律の施行後も、なお〇同條の規定による。

3 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)第四十五條の引致状」を「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)第四十一條の引致状」に改める。

4 この法律による改正前の第四十五條の引致状による抑留及び留置は、刑事補償法の適用については、改正後の第四十一條の引致状による抑留及び留置とみなす。

5 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「及び第三十九條から第四十一條までの規定を、第三十九條、第四十條及び第四十一條の二の規定」に改める

〔小野義夫君登壇、拍手〕

〔副議長退席、議長着席〕

〇小野義夫君 只今上程の犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

先ず政府が提出し衆議院において修正せられたる本改正法案の要旨を簡単に御説明いたします。

改正点は五つであります。その第一点は、刑務所、労務場又は少年院に收容せられたる者の仮釈放の審理に関する規定を改正したことあります。

現行法によりますれば、仮釈放の審理におきましては、原則として審理をする者が本人に面接した上で決定しなければならぬことになつてゐるのであります。この面接を省略することが出来る場合の範囲を拡め、審理に弾力性を持たせることにしたものであります。

第二点は、引致に関する規定の改正であります。現行法では引致状による引致は仮出獄中の者に対してのみ行ふことが出来るのであります。これを、少年院仮退院中の者、家庭裁判所で保護観察の処分を受けた者等をも一定の場合には引致することが出来るように改正したのであります。第三点は、現行法の仮出獄の停止に関する規定を削除し、新たに保護観察の停止に関する規定を設けたことであります。これは現行法の規定については解釈上誤解を生ずる虞れがある点でありますので、これを明確にし、運用上疑義が生じないようにするためのものであります。第四点は、引致された者の留置に関する規定を改めたことあります。即ち現行法では留置の対象は仮出獄中の者だけに限られてゐるのであります。これを少年院仮退院中の者に対しても適用することが出来るようにしたのであります。第五点は、中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の決定の告知に関する規定を新設し、その手続を明確にしたことあります。以上が本改正案の大体の要点であります。

委員会におきましては慎重に審議を重ね、特に宮城委員よりは熱心且つ適切な幾多の質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御了

承をお願いいたします。討論終結の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て本法案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

〇議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

〇本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 自転車競技法等の一部を改正する法律案
- 一、教育政策振興に関する緊急質問
- 一、日程第二 外資に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 国土総合開発法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

部を改正する法律案

一、日程第五 緊要物資輸入差金特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第六 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長

副議長

- 議員
- 藤野 繁雄君
- 波多野 林一君
- 徳川 宗敬君
- 伊達源 一郎君
- 竹下 豊次君
- 高瀬 莊太郎君
- 杉山 昌作君
- 西郷吉之助君
- 小林 政夫君
- 木下 辰雄君
- 片柳 眞吉君
- 加賀 操君
- 奥 むねお君
- 岡部 常君
- 伊藤 保平君
- 赤澤 與仁君
- 結城 安次君
- 森 八三二君
- 岡田 信次君
- 早川 慎一君
- 野田 俊作君
- 田村 文吉君
- 館 哲三君
- 高橋 道男君
- 高木 正夫君
- 新谷寅三郎君
- 小宮山 常吉君
- 楠見 義男君
- 河井 彌八君
- 柏木 康治君
- 小野 哲君
- 岡本 愛祐君
- 井上 なる君
- 石黒 忠雄君
- 赤木 正雄君
- 山川 良一君
- 上原 正吉君
- 青山 正一君

昭和二十七年六月十六日 参議院會議録第五十二号

玉柳 實君	中川 幸平君	九鬼紋十郎君	大矢半次郎君	郡 祐一君	廣瀬與兵衛君	岡崎 眞一君	楠瀬 常猪君	加藤 武徳君	城 義臣君	植竹 春彦君	山本 米治君	古池 信三君	小杉 繁安君	石川 榮一君	木村 守江君	西山 龜七君	大谷 豊清君	一松 政二君	深水 六郎君	草葉 隆圓君	徳川 頼貞君	左藤 義詮君	大島 定吉君	黒田 英雄君	小林 英三君	中川 以良君	川村 松助君	寺尾 豊君	溝口 三郎君	三浦 辰雄君	前田 綴君	堀越 饒郎君	小野 義夫君	重宗 雄三君	大野木秀次郎君	入交 太蔵君	西川 甚五郎君	宮本 邦彦君	杉原 荒太君	松本 昇君	秋山俊一郎君	鈴木 直人君	石村 幸作君	長谷山行敏君	高橋進太郎君	堀 末治君	鈴木 恭一君	愛知 模一君	安井 謙君	平林 太一君	平沼彌太郎君	竹中 七郎君	有馬 英二君	小川 久義君	齋淵 春次君	團 伊能君	池田宇右衛門君
-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------

前之園喜一郎君	駒井 藤平君	北村 一男君	中山 壽彦君	白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君	木内 四郎君	栗栖 越夫君	西田 隆男君	大屋 晋三君	泉山 三六君	黒川 武雄君	横尾 龍君	境野 清雄君	大隈 信幸君	木内キヤウ君	谷口弥三郎君	成瀬 橋治君	重盛 壽治君	門田 定蔵君	清澤 俊英君	小林 孝平君	三橋八次郎君	若木 勝蔵君	中田 吉雄君	小酒井義男君	栗山 良夫君	梅津 錦一君	三好 始君	荒木正三郎君	内村 清次君	羽生 三七君	紅露 みつ君	石川 清一君	松浦 定義君	松原 一彦君	吉田 法晴君	和田 博雄君	山崎 恒君	深川榮左エ門君	菊川 孝夫君	一松 定吉君	櫻内 辰郎君	堀木 謙三君	岡村文四郎君	木下 源吾君	金子 洋文君	野蔭 勝君	須藤 五郎君	兼岩 傳一君	水橋 藤作君	鈴木 清一君	岩崎正三郎君	上條 愛一君	千田 正君	東 隆君	田中 一君	山田 節男君
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	------	-------	--------

實 武雄君	羽仁 五郎君	村尾 重雄君	永井純一郎君	カニエ邦彦君	島 清君	池田七郎兵衛君	佐々木良作君	小林 亦治君	松永 義雄君	中村 正雄君	山下 義信君	小松 正雄君	棚橋 小虎君	小泉 秀吉君	原 虎一君	松浦 清一君	片岡 文重君	國務大臣	文部大臣 天野 貞祐君	通商産業大臣 高橋龍太郎君	國務大臣 周東 英雄君	政府委員	内閣官房長官 保利 茂君	法務政務次官 龍野喜一郎君	大蔵省主計局長 河野 一之君	文部省調査普及局長 久保田藤麿君
-------	--------	--------	--------	--------	------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	------	-------------	---------------	-------------	------	--------------	---------------	----------------	------------------

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

発行所

東京新聞社
電話九段四番一五五
郵便部東京一九〇〇〇官報課